

## 令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、各組合・団体等が実施する販売促進事業や大学コンソーシアム学都ひろさき等が実施する大学生を対象とする販売促進事業を支援することにより、市民、大学生等の消費活動を促進し、もって新型コロナウイルス感染症の拡大により悪化した地域経済の回復を図るため、令和3年度予算の範囲内において、弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、市内に事業所又は事務所を有するものであって、次に掲げるものとする。

(1) 一般枠

- ア 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に定める事業協同組合、協同組合連合会、協業組合及び商工組合
- イ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に定める商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ウ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に定める生活衛生同業組合
- エ 弘前商工会議所
- オ 岩木山商工会
- カ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者15者以上で構成された団体
- キ アからカまでに掲げる団体及び中小企業者で構成された団体
- ク その他市長が必要と認める団体

(2) 特別枠

- ア 大学コンソーシアム学都ひろさき
  - イ 前号アからクまでに掲げる団体及び大学コンソーシアム学都ひろさきで構成された団体
- (補助事業の実施回数)

第3条 補助事業の実施は、一の補助事業者につき2回までとする。この場合において、前条第1号キ及び第2号イに該当する補助事業者については、当該補助事業者を構成する団体、中小企業者及び大学コンソーシアム学都ひろさきをそれぞれ一の補助事業者とみなしてこの規定を適用する。

(補助事業)

第4条 補助事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次に掲げるいずれかの販売促進事業であること。
  - ア 値引きクーポン券等の発行
  - イ 値引き商品等の販売
  - ウ スタンプラリーの実施
  - エ 抽選会の実施
  - オ その他販売促進につながるものとして市長が認める事業
- (2) 2日以上にわたって販売促進が行われること。
- (3) 販売対象が特定の者に限定されないこと。ただし、第2条第2号の特別枠に該当する補助事業者にあつては、販売対象が大学生であること。
- (4) 令和元年度から令和2年度までの期間において実施したことがある事業（令和2年度弘前市販促イベント事業費補助金交付要綱（令和2年弘前市告示第430号）及び令和2年度弘前市年末年始緊急消費喚起事業費補助金交付要綱（令和2年弘前市告示第255号）に基づく補助金を活用した事業を除く。）と同内容かつ同規模以下でな

いこと。

- 2 補助事業の実施に当たっては、景品を購入する経費、値引き等（以下「景品購入等費」という。）の額の総額が、補助金の額の10分の6以上に相当する額となるよう努めなければならない。
- 3 前条に定めるところにより、補助事業を2回実施しようとする補助事業者にあつては、各回の補助事業における販売促進の期間が重複しないようにしなければならない。（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であつて、次の表に掲げるものとする。

賃金（補助事業者の人件費を除く。）、謝金、旅費（費用弁償に限る。）、景品購入等費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、物品借上費、会場借上費、会場設営費、委託費、保険料（イベント等の開催に要するものに限る。）、振込手数料及びその他市長が必要と認める経費（食糧費及び備品購入費を除く。）
---

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、一の補助事業において補助対象経費の実支出額の合計額から市若しくは市以外の者から交付される他の補助金の額を控除した額（当該相当する額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）又は5,000,000円のいずれか少ない額とする。

（交付申請）

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、規約等補助事業者の概要が確認できるもの
- (4) 企画書等販売促進事業の内容が確認できるもの
- (5) 参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。ただし、第2条第1号及び第2号に掲げる者の組合員又は会員に発注する場合はこの限りでない。
- (3) 前号本文の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業者が販売促進事業において景品の提供を行う場合は、不当景品類及び不当

表示防止法(昭和37年法律第134号)の規定に反しないこと。

(交付決定)

第9条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付決定通知書(様式第7号)とする。

2 市長は、前条第1号の承認をしたときは、令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金変更交付決定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業遂行状況報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第10号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 販売促進事業の実績が確認できるもの
- (5) 参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日(第8条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)の翌日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月4日のいずれか早い日とする。

5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付額確定通知書(様式第13号)とする。

(補助金の請求等)

第14条 補助金の請求は、令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金請求書(様式第14号)を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

3 補助金は、概算払により交付することができる。

(帳簿等の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を、令和9年3月31日まで保管しなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地  
申請者 名称  
代表者名

令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付申請書

令和3年度において実施する団体等販売促進緊急対策事業について、補助金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

\_\_\_\_\_ 円

2 補助金の額の算定根拠

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、規約等補助事業者の概要が確認できるもの
- (4) 販売促進事業の内容が確認できるもの
- (5) 参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの

備考

- 1 代表者名は、署名してください。なお、代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 2 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：商工部商工労政課  
電話：0172-35-1135

事業計画書

- 1 補助事業の名称
  
- 2 補助事業の目的
  
- 3 補助事業の概要（実施計画、事業内容）
  
- 4 補助事業の期間（準備期間等含む）
  
- 5 補助事業の遂行により予想される成果（過去において同様の補助金の交付を受けたことがある場合は、当該補助金に係る補助事業により生じた成果も併せて記載すること。）
  
- 6 補助事業に関する法令等
  
- 7 その他

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

収支予算書

1 収入 (単位：円)

科 目	本年度予算額	摘 要
市補助金		
計		

2 支出 (単位：円)

科 目	本年度予算額	摘 要
計		

※ 交付申請額に占める景品等購入費の割合 \_\_\_\_\_ %

備考

- 1 摘要欄には、本年度予算額の積算の基礎を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名

令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け弘商労取第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の経費の配分（内容）を変更したいので、令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱第8条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 既に交付を受けた補助金の額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由
- 5 補助事業の経費の配分（内容）の変更の内容  
（補助対象経費のうち、景品購入等費については、その割合が交付決定額の60%を下回る変更申請は原則としてできません。）

備考

- 1 代表者名は、署名してください。なお、代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 2 経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第3号）に準じて作成し、上段に変更後の額を朱書きし、下段に変更前の額を記載してください。

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名

理由書

令和 年 月 日付け弘商労収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を行うに当たり、工事の施工、物品の購入等を市内業者に発注しないこととしたいので、令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱第8条第3号の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

補助事業の名称	
工事の施工、物品の購入等の内容	
業者名	
業者住所	
施工額、購入額等	
理由	

備考 代表者名は、署名してください。なお、代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：商工部商工労政課  
電話：0172-35-1135



弘前市長 様

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名

令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け弘商労収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱第8条第4号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 既に交付を受けた補助金の額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助事業を中止（廃止）する理由
- 5 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考 代表者名は、署名してください。なお、代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：商工部商工労政課  
電話：0172-35-1135

弘商労収第 号  
令和 年 月 日

様

弘前市長

印

令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 交付の条件
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
  - (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。ただし、第2条第1号及び第2号に掲げる者の組合員又は会員に発注する場合はこの限りでない。
  - (3) 前号本文の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
  - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
  - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (6) 補助事業者が販売促進事業において景品の提供を行う場合は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に反しないこと。
- 4 その他
  - (1) 令和 年 月 日までに令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金請求書（様式第14号）を市長へ提出してください。
  - (2) 補助事業者は、令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月4日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
  - (3) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和9年3月31日まで保管してください。

担当：商工部商工労政課  
電話：0172-35-1135

様

弘前市長

印

令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった下記補助事業の経費の配分（内容）の変更については、令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づきこれを承認することとし、次のとおり変更して交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業に要する経費の配分（補助事業の内容）は、令和 年 月 日付け補助金事業変更承認申請書及び添付書類に記載のとおりとする。
- 3 補助金の変更交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

（内訳）

変更交付決定額	変更前交付決定額	変更（増減）額
円	円	円

- 4 交付の条件
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
  - (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。ただし、第2条第1号及び第2号に掲げる者の組合員又は会員に発注する場合はこの限りでない。
  - (3) 前号本文の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
  - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
  - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (6) 補助事業者が販売促進事業において景品の提供を行う場合は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に反しないこと。
- 5 その他
  - (1) 令和 年 月 日までに令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金請求書（様式第14号）を市長へ提出してください。
  - (2) 補助事業者は、令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月4日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
  - (3) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和9年3月31日まで保管してください。

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名

令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け弘商労収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の令和 年 月 日現在における遂行状況について、弘前市補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の遂行状況

備考 代表者名は、署名してください。なお、代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：商工部商工労政課  
電話：0172-35-1135

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名

令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け弘商労収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 既に交付を受けた補助金の額 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 販売促進事業の実績が確認できるもの
- (5) 参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの

備考

- 1 代表者名は、署名してください。なお、代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 2 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：商工部商工労政課  
電話：0172-35-1135



収支決算書

1 収 入

（単位：円）

科 目	本年度収入額	本年度予算額	増減額	摘 要
市補助金				
計				

2 支 出

（単位：円）

科 目	本年度支出額	本年度予算額	増減額	摘 要
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度収入額及び本年度支出額の積算の内訳を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

様

弘前市長

印

令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付額確定通知書

標記補助金については、令和 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

交付決定額	確定額 (a)	交付済額 (b)	差額 (a) - (b)
円	円	円	円

備考

- 1 令和 年 月 日までに令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金請求書（様式第14号）を市長へ提出してください。
- 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和9年3月31日まで保管してください。
- 3 後日、市長は上記2に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。



令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名

印

令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け弘商労収第 号をもって補助金の交付決定の通知（補助金交付額確定の通知）を受けた下記補助金について、弘前市会計規則第54条第1項及び令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金の名称 令和3年度弘前市団体等販売促進緊急対策事業費補助金
- 3 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助金の交付確定額 \_\_\_\_\_ 円（概算払いの場合は記入不要）
- 5 振込口座
  - (1) 金融機関及び支店名
  - (2) 口座種別
  - (3) 口座番号
  - (4) 口座名義人

備考 振込口座を会計管理者に届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：商工部商工労政課  
電話：0172-35-1135